

# 令和4年度第9回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日（月）午後1時30分から2時10分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画の変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 1月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまです。定刻前ではございますが、皆様おそろいということで、ただいまより第9回あわらし農業委員会総会を始めさせていただきます。まず最初に、丸谷会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は21名であります。なお、9番谷川委員、10番長谷川委員、推進委員の南坂委員からは欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、7番三上委員、8番宮腰委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、7件の申請がございました。

1番、2番につきましては、譲渡人は東京都練馬区にお住まいの〇〇〇〇さん、宮前にお住まいの〇〇〇さんでございます。譲受人は宮前にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田20万997㎡、畑436㎡でございます。耕作人員は3名、申請農地は宮前地系の畑178㎡、宮前地系の畑91㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページ、5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3番につきましては、譲渡人は宮谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は宮谷にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田6,782㎡、畑2,401㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は宮谷地系の田533㎡、宮谷地系の畑392㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。4番につきましては、貸付人は北疋田にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。借受人は北疋田にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田1万6,683㎡、畑3,472㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は北疋田地系の田4,345㎡、北疋田地系の田3,210㎡、北疋田地系の田2,708㎡のうち2,295㎡、北疋田地系の田3,500㎡、北疋田地系の田3,105㎡、北疋田地系の畑72㎡、北疋田地系の田228㎡でございます。使用貸借権の再設定でございます。7ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3ページまでまたがっております。5番から7番につきましては、譲渡人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田2万697㎡、畑1,184㎡でございます。耕作人員は1名、申請農地は堀江十楽地系の畑253㎡、堀江十楽地系の畑517㎡、堀江十楽地系の畑226㎡、堀江十楽地系の田325㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。8ペー

ジから10ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番、2番につきまして、7番三上委員、お願いいたします。

7 番： 事務局説明のとおり、畑を譲り受けたものでございます。事務局説明のとおりでございます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号3番について、4番糠山委員、お願いいたします。

4 番： 事務局の説明がありましたとおり、〇〇〇〇さんから〇〇〇さんに譲り渡すということで、隣接の畑ということもありまして、そういうことになりました。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号4番につきましては、使用貸借権の更新申請のため、地区担当委員の説明はありません。

続いて、番号5番から7番については、6番松井委員、お願いいたします。

6 番： 今、事務局の説明のとおりでありまして、現場も見てきましたが、間違いありません。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、これまでの案件にきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

#### ◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といた

します。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。11ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は沢にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市大宮三丁目の〇〇〇でございます。申請の土地につきましては大溝三丁目地係で、登記地目は田、面積は合計583㎡でございます。用途につきましては宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に2区画分の宅地を造成したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては12ページ、計画図につきましては13ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番について、5番館委員、お願いいたします。

5番： 当該の田んぼについては、周辺が全て宅地化されているような中での田んぼですので、宅地への変更は問題ないというふうに考えます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査結果の報告を、3番北田委員、お願いいたします。

3番： 報告いたします。本日、12時40分から川端委員、糠山委員、事務局1名、そして私と現地を確認いたしました。先ほどの説明のとおり、町の中の造成地区のための移転、譲渡ということではありますが、13ページの地図で、申請地のところのこの部分、真ん中に線がいっぱいありますが、その部分若干まだ田んぼが残るようです。その取水、排水にも問題がないということで、説明のとおり問題ないというふうに思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がありませんので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。賛成全員です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農地転用事業計画の変更申請について

議長： 議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、ご説明させていただきます。14ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきまして、申請者は〇〇〇〇です。申請事由は、北陸新幹線の建設工事のために許可を受けた土地の転用期間が令和5年2月26日で終期を迎えますが、継続して農地転用の必要が生じたため、事業計画の変更申請を行うというものです。転用の面積につきましては、1万6,379.65㎡で、一時転用の期間につきましては令和6年2月26日までの延長となっております。計画図につきましては、15ページ、16ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。議案第3号の案件につきましては、転用期間の変更のみであるため、地区担当委員の説明はありません。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、3番北田委員、調査結果の報告をお願いいたします。

3番： 先ほど同じように、先ほど4名で現地を確認いたしました。事務局の説明どおり特に問題がないと思いますので、報告といたします。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。17ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

18ページにお進みください。公告予定日につきましては令和4年12月28日水曜日でございます。借手は15人、貸手は41人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が80筆、13万1,726㎡、うち再設定が41筆、7万5,990㎡でございます。使用貸借は1筆、1,000㎡でございます。期間別内訳は1・2・3年の田が18筆、2万8,165㎡、畑が3筆、3,834㎡、5・6・7年の田が13筆、1万9,385㎡、畑が10筆、2万1,172㎡、9・10・15年の田が12筆、3万1,270㎡、畑が25筆、2万8,900㎡でございます。

19ページをお開きください。集落別内訳については、舟津の田が4筆、国影の畑が1筆、井江葎の畑が1筆、田中々の田が7筆、玉木の田が9筆、北潟の畑が1筆、波松の田が5筆、畑が1筆、城の田が6筆、畑が21筆、城新田の畑が2筆、北金津の畑が1筆、北野の田が1筆、笹岡の田が10筆、宮谷の田が1筆、畑が1筆、高塚の畑が3筆、清王の畑3筆、山十楽の畑3筆でございます。利用権移転、所有権移転についてはございませんでした。

20ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。番号1番から4番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。舟津の田4筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料はそれぞれ1万5,000円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和14年3月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

21ページをお開きください。5番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。田中々の田7筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,000円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和9年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

6番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。玉木の田2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万2,000円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和6年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

7番から9番につきましては、借受人は河間にお住まいの〇〇〇〇さんでござい

ます。玉木の田7筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円6,000円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

24ページまでまたがっております。10番から20番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。波松の田5筆、城の田6筆、畑3筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては、10番から14番は令和5年1月1日から令和6年12月31日まで、15番から20番は令和5年1月1日から令和9年12月31日まででございます。10番から14番は新規設定、15番から20番は再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

25ページをお開きください。21番から23番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北野の田1筆、笹岡の田10筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、21番は1万円、ほかは6,500円でございます。期間につきましては、21番は令和5年1月1日から令和6年2月29日まで、ほかは令和5年1月1日から令和7年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

24番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。宮谷の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万3,000円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

26ページにお進みください。25番、26番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。国影の畑1筆、井江葎の畑1筆でございます。利用目的は、25番はソバ、26番はソバ、野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、25番は5,000円、26番は、ソバ作付年は5,000円、野菜作付年は1万円でございます。期間につきましては、25番は令和5年1月1日から令和10年12月31日まで、26番は令和5年1月1日から令和9年12月31日まででございます。25番は再設定、26番は新規設定でございます。

27番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和7年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

27ページまでまたがっております。28番、29番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑1筆、城新田の畑1筆、波松の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

30番につきましては、借受人は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。

城の畑17筆でございます。利用目的は野菜、白ネギで賃借権の設定、賃借料は152円から2万5,464円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和20年1月31日まででございます。新規設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

31番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城新田の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和7年12月31日まででございます。新規設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

28ページにお進みください。32番につきましては、借受人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。新規設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

33番につきましては、借受人は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。宮谷の畑1筆でございます。利用目的は果樹で使用賃借権の設定でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和6年12月31日まででございます。新規設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

29ページまでまたがっております。34番から39番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。高塚の畑3筆、清王の畑3筆、山十楽の畑1筆でございます。利用目的は牧草、野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年1月1日から令和14年12月31日まででございます。再設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

30ページにお進みください。40番、41番につきましては、借受人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、40番は1万円、41番は8,000円でございます。期間につきましては、40番は令和5年1月1日から令和9年12月31日、41番については令和5年1月1日から令和11年12月31日まででございます。新規設定でございますして、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 議案第4号、先ほど読み間違いをいたしました。訂正をいたします。  
本案についてご質問はありませんか

5 番： 18ページなんですけども、利用権設定の期間というのが、1年からずっと最長15年までとあるんですけども、これは農地法、農地の利用集積計画の中では期間というのは自由に設定できるんでしょうか、法的に。

事務局 期間についてですが、ちょっとお待ちください。期間については、20年までの期間であれば設定が可能です。

議長： ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。31ページをお開きください。

今回、5件の届出がございました。

1番の届出につきましては、伊井の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年7月21日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

32ページまでまたがっております。2番の届出につきましては、後山の田18筆、畑2筆でございます。権利取得者は後山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月3日で、相続による所有権の移転でございます。後山地係の田1筆、後山地係の畑2筆のは自己管理し、ほかは、〇〇〇〇が耕作することでございます。

3番の届出につきましては、指中の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は福岡県福岡市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月6日で、相続による所有権の移転でございます。指中地係の田3筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理することでございます。

4番の届出につきましては、古屋石塚の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月

18日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

33ページをお開きください。5番の届出につきましては、高塚の田3筆、清王の畑2筆でございます。権利取得者は高塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年1月16日で、相続による所有権の移転でございます。高塚の田2筆は〇〇〇〇さんが耕作予定となっております。高塚地係の田1筆は〇〇〇〇、清王地係の畑1筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。34ページにお進みください。

今回、8件の届出がございました。

1番につきましては、宮谷の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。賃貸人の都合により解約するとのことでございます。

2番から4番につきましては、舟津の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。今回、〇〇〇〇へ貸し付けるため解約するとのことでございます。

5番につきましては、指中の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。転貸人の都合により解約するとのことでございます。

6番につきましては、井江葎の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。賃借人の都合により解約するとのことでございます。

7番、8番につきましては、北潟の畑2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他（１）

議 長： 日程第６、その他の（１）「１月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： １月の農業委員会の定例総会につきまして、１月２６日木曜日１３時３０分に開催することといたしたいと思います。

議 長： ただいまの案件、ご意見ございませんか。

八木委員： 質問で、戻るんですけど、１３ページの計画図の３と４の間の境界のところにＬ型必要と書いてあるんですけど、これは何ですか、必要だけでもしてない、けども必要だということだと思んですけど。

議 長： 質問にお答えいただく前に、１月の農業委員会の定例総会は、１月２６日木曜日午後１時３０分に開催することといたします。

では、ただいまの八木委員の質問について、お答えをお願いいたします。

事 務 局： １３ページに書かれていますＬ型必要というこの文章ですけれども、これ、今現在は、田んぼになっているんですけども、今後宅地造成して、土盛って高くした場合、隣の田んぼに土が流れていかないようにするためにＬ型を設けて対策するということで、ここＬ型必要と書かれています。

八木委員： 将来的に必要ということで、今はなくても通るという話で。

事 務 局： そうです。

八木委員： 分かりました。

◇ その他（２）

議 長： よろしいですか。

では戻って、次に、その他の（２）その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ありがとうございます。ただいまのその他について、事務局から何点か説明があ

りました。いろいろご意見や質問がありましたら、受けたいと思います。

3 番： ちょっと聞きたいんですけども、毎回の報酬のところ、親睦会積立てとかやるでしょう。コロナでもしもずっと中止になった場合には、これは没収ですか。

事務局： 昨年も実はコロナの関係で、ほとんど開催ができなかったということで、徴収させていただいた懇親会費等は、使わなければもちろん皆様にお返しするというふうに考えております。

議長： よろしいですか。ほかにありませんか。

新年会、先ほど事務局から説明がありました。当初は、例年1月の定例総会の後に開催をしていたように記憶をしているんですけども、やはり県のほうが警報を出されたということで、ちょっと厳しいなという思いもしております。そこで1月の定例会の後に運営委員会開いて、対応を決めていきたいと思っております。できれば開催をして、いろいろと皆さん方とお酒を交わしながらお話ができればなというふうに思いますけれども、いかんせん、コロナの状況によって何とも言えませんので、そのようにご承知おきをいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わります。

せっかくの機会でございます。事務局のほうは、もうありませんか。よろしいですか。

では、委員のほうから、何かご意見等ありましたら、お受けしたいと思っております。

よろしいですか。先ほども冒頭申しました、今年の冬は雪が降るといようなニュースが流れております。ハウス等ご利用の方は、特段ご注意くださいようにお願いしたいと思っております。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

#### ◇ 閉 会

議長： ないようですので、これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。いろいろとありがとうございました。

令和4年12月26日

議 長

委 員

委 員